

自維連立政権発足により進む社会保障改革に備えよ… 制度理解と動向の把握がカギ

石破茂前首相の退陣表明から世間を賑わせた総裁選、公明党の連立離脱などを経て、高市早苗首相による政権が発足しました。憲政史上初となる女性首相という部分がフォーカスされていますが、私たち社会保障制度の担い手側が注目しているのは、やはり日本維新の会との新たな連立による政権運営の行方ではないでしょうか。社会保障制度改革により保険料を抑制するという方針に込められた狙いがどのようなものか。それにより、直近では補正予算による補助金の措置や処遇改善のための期中改定について待望論が寄せられているところ、その是非や内容についても予断を許さないなかにあります。

こうした状況に対して私たちがすべきことは、ひとえに利用者や介護従事者の暮らしを守り、支えるため、優れた実践を重ね、必要な発信を続けることに他なりません。そのカギとなるのはまた、正確な制度理解と動向の把握であるところ、当「WELVISION」はダイジェストでその方向性に触れていただくことを目的に構成しています。

ぜひご一読いただき、今後の展開に備える体制構築にお役立ていただければ幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

P 2

高市早苗内閣が発足、上野賢一郎衆議院議員が厚労相に就任

P 2

人口減少地域における「新たな柔軟化」、包括報酬で複合型のサービスを推進

P 7

処遇改善加算の「3年目財源」確保等、賃上げに係る具体的な検討を開始

- ・ 社会福祉法に防災・災害福祉に関する事項を追加、DWATも法制化へ
- ・ 有料老人ホームに登録制など事前規制を強化、職員・運営体制に基準設ける

COLUMN

財務省と利害が一致する新政権の社会保障改革方針…介護関係者の期待は報われるか？

高市早苗内閣が発足、上野賢一郎衆議院議員が厚労相に就任

政府

10月21日の国会で首相指名選挙が行われ、自由民主党の高市早苗総裁が第104代内閣総理大臣に指名されました。

これを受けた閣僚人事では、厚生労働大臣には上野賢一郎衆議院議員が就任しました。上野氏は、滋賀2区選出で6期目。これまで財務副大臣や国土交通政務官等を歴任し、今回が初入閣となります。社会保障関係では衆議院厚生労働委員会理事に加え、「百年健幸」の国づくりを目指す「明るい社会保障改革推進議員連盟」で会長を務めてきた経験があります。

また、高市政権は自由民主党と日本維新の会との連立により運営されることになりましたが、その合意にあたっては10月20日付で「連立政権合意書」が交わされています。ここでは、両党が「立場を乗り越えて安定した政権を作り上げ、国難を突破し、『日本再起』を図ることが何よりも重要」とした上で全面的に協力し合うとし、本合意書の内容を実現するため、連立政権を樹立する旨を記載しています。

社会保障政策については、「社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と掲げ、「社会保障改革に関する両党の協議体を定期開催する」と記載。13項目の改革項目を示した上で、その具体的な骨子について今年度中に合意、令和8年度中に制度設計を行い順次実行するとしています。

あげられた13項目には介護に関する記載も含まれており、▽医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化、▽人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計などのほか、「昨今の物価高騰に伴う病院及び介護施設の厳しい経営状況に鑑み、病院及び介護施設の経営状況を好転させるための施策を実行する」としています。

▽所信表明演説で補助金による改定効果の前倒しを明言、国民会議の設置も

これらを踏まえ、高市首相は10月24日の国会で所信表明演説に立ち、介護を含む社会保障政策について「物価高対策」と「健康医療安全保障」を打ち出しました。

経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援などを「急を要する」と問題視し、「既に、経済対策の策定に着手するよう指示した」と明言。診療報酬・介護報酬について賃上げ・物価高を適切に反映させていくとともに、「報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業員の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒し」する方針を示しました。

また、社会保障制度における給付と負担の在り方に係る国民的議論が必要として、国民会議を設置し、「税と社会保障の一体改革」について扱うと表明。社会保障制度改革を進めていく中で、現役世代の保険料負担を抑えていくとしました。

人口減少地域における「新たな柔軟化」、包括報酬で複合型のサービスを推進

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は、10月9日に社会保障審議会・介護保険部会を開催しました。議題は「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等」「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」についてを取り上

げています。

最初の議題では、2040年に向けて全国を3つの地域(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)に分類し、状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくとした方向性について触れ、その重要性とともに、「人口構造の変化に応じて、各地域が3つの地域の類型を行き来する可能性がある」とした上で「各地域において、サービス需要の変化を注視し、サービス提供体制等を検討していくことが求められる」と記載。どの地域においても都道府県や市町村の果たす役割の大きさをあげ、以下のような考え方を示しました。(下線は当社による。)

- ✓ 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給状況や個々のニーズ等とあわせ、今後の2040年を見据えた対応も踏まえつつ、介護保険事業(支援)計画の策定プロセスに着目して、それぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが考えられないか。
- ✓ 特に、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要があるのではないか。この場合、当該枠組みの対象となる地域を明確化することが必要ではないか。
- ✓ 当該枠組みの対象となる「中山間・人口減少地域」は、人口密度が希薄であることや交通が不便である等の中山間地等を対象地域とする特別地域加算の対象地域を基本としつつ、更に、人口減少や地域の事情等も勘案してその対象地域の拡充が考えられないか。
- ✓ その際、市町村の中でもエリアによって人口減少の進展は異なることを踏まえ、特別地域加算の対象地域が市町村の一部を指定可能であることも参考に、市町村の中の一部エリアについても対象地域とすることが考えられないか。
- ✓ 具体の対象地域の指定の在り方については、介護保険事業(支援)計画の策定プロセスに着目して、市町村の意向も踏まえて都道府県が関与することが考えられないか。また、国においても対象地域の考え方を示すなどが考えられないか。
- ✓ 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」のいずれにおいても、2040年を見据えた対応について、介護保険事業(支援)計画の策定プロセスにおいて、各地域の類型を意識しながら、都道府県・市町村など関係者間で議論を行うことが必要である。そのため、地域の類型の区分の考え方については、第10期介護保険事業計画に向けた基本指針において示すことが必要ではないか。

(地域の類型の区分の考え方)

- 「中山間・人口減少地域」:高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域
- 「大都市部」:高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
- 「一般市等」:高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域
- ✓ 特に、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要があり、その際、当該枠組みの対象となる地域を特定することが必要ではないか。「大都市部」「一般市等」に該当する地域については、高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる。
- ✓ 「中山間・人口減少地域」の対象地域の範囲としては、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、更に、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目して範囲を拡大することなど、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、国において一定の基準を示すことも検討すべきではないか。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、市町村内の一部エリアを特定することも可能としてはどうか。

- ✓ 「中山間・人口減少地域」の対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じ、介護保険事業(支援)計画の策定プロセスにおいて、市町村の意向を確認し、都道府県が決定する方向で検討することとしてはどうか。

また、地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組みとしては、専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難となり、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなっているケースが生じていることを指摘。鳥取県や長崎県における基準該当サービスや離島等相当サービスの活用事例に触れ、「中山間・人口減少地域においては、今後、人口減少がさらに進み、担い手の不足が見込まれる中で、地域の介護事業者や関係職種間で連携を行いながら、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保できるよう、必要な対応を検討することが必要」とし、▽特例介護サービスの枠組みの拡張、▽サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等、▽特に訪問系サービスでは、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みを実施可能とすること、▽こうした枠組みについて、居宅サービス等以外にも実施対象を広げること等を提案しています。

これらについては、中山間・人口減少地域に限定し、重点的な人材確保や生産性向上(ICT活用等)の方策など他の施策を講じた上でなお、やむを得ない場合に検討することとし、▽ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提として、管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件を緩和すること、▽市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うこと、を前提とする方針を示し、あわせて▽中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービス提供を行う枠組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることが考えられないかとしています。

加えて、中山間・人口減少地域においては、特に訪問系サービスにおいて年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に課題があることに触れ、▽現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬(包括的な評価の仕組み)を選択可能とするような枠組みを設けること、を改めて提案。それにあたり、▽利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で検討すること、▽包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を十分に検証した上で、関係者の意見も丁寧に伺いながら、報酬水準の設定・見直しを進める前提で検討すること、▽適切にケアマネジメント(利用者の状況等を踏まえたケアプラン作成や給付実績管理等)が行われることを担保する方向で検討すること、の必要性を提示しています。

関連として、▽市町村が、介護サービスを、給付に代わる新たな事業(新類型)として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けること、についても俎上にあげ、▽利用者ごとの個別払いではなく、事業の対価として事業費(委託費)により支払いを行うことにより、利用者の増減の変化に対応しつつ、収入の予見性を高め、経営の安定につながられるようになること、▽実際のサービス提供は、事業者へ委託することを想定し、市町村内に事業所がない場合に、周囲の市町村の事業所に委託することや、複数のサービス類型を組み合わせる委託を行うことなどを示唆しました。

この枠組みにおいて想定されるサービスとしては、「訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等といった居宅サービスと同様のサービスを実施できるようにするとともに、事業者が不足している場合など、こうしたサービスを組み合わせる提供することも可能としてはどうか」としており、いわゆる複合型サービスの実現に向けた新たな文脈を示したかたちとなりました。

その他、「介護事業者の連携強化」については、これまでの議論において、都道府県や市町村と連携しながら、法人や介護事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みを講じていく方向性が示され、▽一定期間にわたり事業継続する役割を担うこと、▽複数介護事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを行う等を通じた生産性向上等の取組を推進すること等があげられていたところ、その推進に向けて、「中山

間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、介護事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・介護事業所に対し、インセンティブを付与することが考えられるのではないか」「インセンティブの内容としては、例えば、法人間での人材の連携等を前提とした配置基準の弾力化、ICT等テクノロジー導入補助金の補助率引き上げや介護報酬の加算における更なる評価などが考えられるのではないか」との考え方を示しています。

また同日は、▽中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を検討することや、▽調整交付金について、2040年に向けた地域毎に異なる人口動態の更なる変化を踏まえ、さらに精緻化することなどを提案。続く「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」の議題では、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けた地域ネットワーク・相談体制の充実に向けた取組の推進として▽身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等、▽介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方の見直し、▽過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みについてモデル事業を実施すること等について議論しています。

▽次期改定で職場環境改善・生産性向上に取り組む事業者を評価へ

これに続き、10月27日に開かれた介護保険部会では、「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営改善支援等」を議題に審議が行われました。

ここでは、同じく厚生労働省の福祉人材確保専門委員会において人材確保のためのプラットフォームに係る議論が行われていることを踏まえ、その検討の方向性について提示。制度として仕組みを構築することについて、その際にプラットフォーム機能の仕組みを検討する上で、設置主体や役割・機能、対象区域、事務局機能、構成メンバーや課題等について改めて協議しています。

また、同時に「国や都道府県、介護事業者等が果たすべき役割を制度上も明確化し、その機能強化を図るべきではないか」とする論点を示し、▽現行の介護現場革新会議や「介護生産性向上総合相談センター」の仕組みを発展させていく中で、関係者との連携の枠組みを構築することや、▽都道府県における経営改善に向けた支援については、地域の実情に応じた経営課題を調査していくとともに、モデル的に実証した上で支援に向けた枠組みを段階的に構築していくこと、▽人材確保・職場環境改善・生産性向上・経営改善支援について、地域における介護保険事業(支援)計画の策定プロセスの中で、必要な対策を講じていくこと、▽職場環境改善・生産性向上・経営改善支援に向けて、介護現場革新会議の中で地域の目標を設定し関係者の理解を醸成することなどを提案。

さらに、▽科学的介護情報システム(LIFE)の更なる活用を通じ、国には科学的介護を推進していく役割があることを明確化すること、▽職場環境改善・生産性向上に取り組む介護事業者について、テクノロジー等の実証を十分に行った上で、適切に報酬上も評価していくべきであること等、次期介護報酬改定に向けた方向性も示唆しました。

その他、同日は「質の高いケアマネジメントの推進」についても取り上げ、ケアマネジャーの新規入職を促進するために、▽診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師について、新たに受験資格として認めること、▽現行5年の実務経験年数について3年に見直す方針を示したほか、▽更新研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止すること(引き続き、定期的な研修の受講を求めること)等について提案しています。

加えて、介護保険部会では「持続可能性の確保」についても継続的に議論を行っており、同日も改めて▽1号保険料負担の在り方、▽「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準、▽補足給付に関する給付の在り方、▽多床室の室料負担、▽ケアマネジメントに関する給付の在り方、▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方、▽被保険者範囲・受給者範囲、▽その他(金融所得、金融資産の反映の在り方)の8項目を改めてメニューと

して示し、「各テーマの今後の検討について、どう考えるか」として意見を聴取しています。

動向解説

03

審議会レポート

社会福祉法に防災・災害福祉に関する事項を追加、DWAT も法制化へ

厚生労働省・福祉部会

厚生労働省は10月21日に社会保障審議会・福祉部会を開催。「災害に備えた福祉的支援体制について」を議題にあげました。

これは、本年5月にとりまとめられた「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめにおいて、「社会福祉における災害への対応」を図るとし、①包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築、②DWAT(災害派遣福祉チーム)の平時からの体制づくり・研修等の実施の2つが掲げられていたことを受けたもの。

これらについて事務局では、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、▽社会福祉法において規定されている▽国・地方公共団体に求められる「保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携」に、「防災」との連携を加えることや、▽地域福祉(支援)計画の記載事項に、災害福祉に関する事項を追加することを提案。また、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況を鑑み、DWATについての法制度を整え、以下のような項目について整備することを示しました。

- ✓ 災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けること
- ✓ 広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施すること
- ✓ DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の実状も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与すること
- ✓ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとする
- ✓ 使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すこと
- ✓ DWATチーム員に秘密保持義務を課すこと

その他の議題では、「社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について」を提出。「社会福祉連携推進法人制度の見直しについて」として、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とすること(及びその範囲)について議論し、▽社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについても行うことを可能とすることや、▽社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和すること等について示されています。

また、その場合に課される要件として、▽当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないことや、▽主たる目的である連携推進業務を行う体制が確保されていることを例示。あわせてその実施にあたっては▽定款及び社会福祉連携推進方針に規定することや▽認定所轄庁が定款等の認可の際に確認すること等を記載しています。

加えて同日は、「既存施設の土地・建物の有効活用について」も取り上げ、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存施設等の有効活用の観点から規制を緩和し、「土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる」とする方向性を示した上で、「当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持す

る必要があること」等の一定の要件を満たす場合に、社会福祉連携推進法人が法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすることを可能としてはどうかとする案を示しました。

動向解説

04

審議会レポート

有料老人ホームに登録制など事前規制を強化、職員・運営体制に基準設ける

厚生労働省・有料老人ホーム検討会

厚生労働省は10月3日に開いた「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」で、これまでの議論をとりまとめた報告書の案を示しました。

同検討会では令和7年4月以降、自治体、事業者等からのヒアリングを重ね、有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策について検討してきたところ、今回のとりまとめでは、それぞれの課題について「対応の方向性」を示しています。

まず、「有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について」では、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制など事前規制の導入を検討することを示唆。特に、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者などを入居対象とするホームを規制の対象とすることを提案、「利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要」としています。

具体的には、▽職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設けること、▽併設介護事業所のサービスや職員体制・運営体制との関係を明確化する基準を示すこと等とともに、▽現行の標準指導指針を一つの基準として、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設けることに係る必要性を指摘し、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける方向性を示しました。

あわせて、必要に応じて看取り指針を整備することや、ホームによる不当な契約解除を禁止する契約関係の基準、特定施設と同様の適切な介護技術に関する職員研修等を課すことも検討するとしています。

その他、多方面から指摘を受けていた入居者紹介事業者については、「紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できる仕組みが必要」として、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みを創設すること、紹介事業者届出公表制度に基づく情報公表の仕組みを充実させること等を記載。

また、住宅型有料老人ホームについても、自治体における介護保険事業(支援)計画策定に当たって、外付けの介護サービスが利用されている情報を把握できる仕組みを設けることや、いわゆる「囲い込み」対策として▽ケアマネジメントのプロセスの透明化、▽自治体による実態把握、▽住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立、▽地域に対する透明性の向上を進めていくことについても提案しています。

動向解説

05

審議会レポート

処遇改善加算の「3年目財源」確保等、賃上げに係る具体的な検討を開始

厚生労働省・介護給付費分科会

9月5日に開催された厚生労働省の社会保障審議会・介護給付費分科会で、「介護人材確保に向けた処遇改善

等の課題」をテーマに議論が行われました。

これは、令和6年度介護報酬改定時の大臣折衝で、「今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については(略)実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する」とされていたことを踏まえた、いわゆる介護職員等処遇改善加算の「3年目財源」を視野に入れたものですが、加えて政府の「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2025」で▽社会関係費について(略)経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する、▽医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう(略)的確な対応を行う、▽これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する等と明記されたことや、2025年度の地域別最低賃金の引き上げ目安が過去最大の幅(63円)とされたことなども考慮されています。

当日事務局が示した資料では、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や地域別最低賃金の引上げ、昨今の物価上昇による影響等を踏まえ、骨太の方針2025に記載されている、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、現行の介護職員等処遇改善加算について事業所の事務負担軽減と処遇改善の実効性を両立する観点や、利用者負担・保険料負担とのバランスも考慮しながら介護サービス提供を維持していくための介護職員をはじめとする介護従事者の確保を行う必要性等を勘案して、どのような方策が考えられるか」との論点を提示。

これに対して全国老人保健施設協会の東憲太郎会長から「骨太の方針に掲げられた『幅広い職種の賃上げ』『他職種と遜色ない賃上げ』などを確実に実現してほしい」と述べ、補正予算も含めた早期の対応を求めたものの、その他の委員からは利用者負担・保険料負担が増加することへの懸念が多数示されました。これを受けて日本医師会の江澤和彦常任理事は「介護職員がいなくなれば、提供基盤そのものが消滅する。処遇改善は、必要不可欠なものとしてこの場で共有したい」と危機感を示しました。

その他、同日は科学的介護情報システム(LIFE)の見直しに向けた検討の場を設けることについて報告。▽LIFEに係る加算の構造のあり方、▽LIFEの中でのフィードバックのあり方、▽LIFEの入力項目の検討の視点、▽訪問系サービス等におけるLIFEのあり方等について9月以降検討を重ね、年内を目途に取りまとめを行うとしました。

<シムウェルマン(株)からのお知らせ>

介護事業職員向け動画マニュアルサービスの販売受付をスタートしました。
ADLあがるスタンダードは、属人化を防ぐ介護の基本を動画で学べるサービスです。

詳細は右のバナーからご確認ください→

財務省と利害が一致する新政権の社会保障改革方針 …介護関係者の期待は報われるか？

自由民主党と日本維新の会の連立による高市政権が発足しました。自身のスタンスを強く示す高市首相の姿に、社会保障制度改革により厳しい対応を迫られてきた介護関係者等から、財務省の言いなりにならない政権像を期待し、評価する声が聞こえてきます。

しかし、その期待は果たして、報われるのでしょうか？今回のコラムでは、そのことに触れたいと思います。

今回の連立政権の前提として取り交わされた「連立政権合意書」が、特に医療・介護など社会保障分野の関係者から注目を浴びています。

ここでは、「社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」と掲げられ、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する方針が示されています。

この流れは、その後の高市早苗首相による国会での所信表明演説でも踏襲されており、「現役世代の保険料負担を抑えます」との宣言がされました。

この部分をもって、日本医師会の松本吉郎会長は「非常に厳しい項目が並んでいる」と懸念を示した旨が報道されています。確かに、例えば日本維新の会が主張するOTC類似薬の公的医療保険適用除外等は、サービス利用者はもちろん、医療関係者にとっても影響が大きいものと予想されます。

しかし、実はこの改革案は、何も日本維新の会だけが独自で推し進めているものではなく、既に今年5月の段階で、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において提案されています。もっと言えば、こうした制度改革の先に目指される現役世代の保険料負担抑制自体、財務省の主張そのものであり、今回示された自維連立政権の方針は、「財務省の言いなり」ではないかも知れませんが、確実に「財務省と利害が一致している」と言うことができるものです。逆に言えば、そのなかで「積極財政」を謳う背景には経済成長を目指すスタンスや、予算成立後の解散総選挙を視野に入れた関係団体等への目くばせなどもあるでしょう。その点、「分かった上でやっている」という、かなりクレバーな政権ということが出来るかも知れません。

いずれにしても、報酬改定を待つことなく「経営の改善及び従業員の処遇改善につながる補助金」を措置し、効果を前倒しすることは首相自身が明言しています。その充実に向けて、私たち介護関係者は一致団結して、現場の問題意識を届けていく必要があるでしょう。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明

✉t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

